

南九州市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年1月22日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第1号

南九州市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南九州市長等の給与等に関する条例（平成19年南九州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 南九州市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南九州市長等の給与等に関する条例（次項において「第1条改正後の市長等給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の市長等給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南九州市長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の市長等給与等条例の規定による給与の内払とみなす。